

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 16 日（火）第 21 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定 (3 件) (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (3 件) (障害福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 漁船保険付保義務発生 (2 件) (水産振興課取扱い) 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年 7 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
くじゃく薬局	薩摩川内市御陵下町20-20	令和元年 5 月 1 日
有村眼科	薩摩川内市御陵下町20番29号	令和元年 5 月 8 日

鹿児島県告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和元年 7 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地 1	平成31年 4 月 30 日	精神通院医療

鹿児島県告示第216号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年 7 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
国分脳神経外科病院	霧島市国分向花133番地 2	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療
国分脳神経外科クリニック	霧島市国分向花133番地 2	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療
小瀬田みんなの診療所	熊毛郡屋久島町小瀬田849－ 18	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 217 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年 7 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
南九州調剤薬局郡元店	鹿児島市郡元一丁目13番 3 － 101号	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療
南国タケシタ薬局市立病院前 店	鹿児島市上荒田町25番16号オ アシスケア上荒田102	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療
高見調剤薬局	枕崎市高見町19番 2	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療
わか鮎薬局	薩摩川内市東郷町斧淵385番 地 3	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療
市民調剤薬局	阿久根市塩鶴町二丁目124番 の 2	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療
三文字薬局	阿久根市脇本7995番地 1	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療
たいよう薬局西始良	始良市西始良四丁目 9 番 1 号	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 218 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年 7 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 ， 指 定 居 宅 サービス 事 業 者 又 は 指 定 介 護 予 防 サービス 事 業 者		事 業 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社ライ フデザイン	南さつま市金 峰町中津野 1207番地 1	さつま訪問看 護ステーショ ン谷山	鹿児島市清和 三丁目11－ 6	令和元年 7 月 1 日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 219 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年 7 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ながた脳神経外科	姶良市東餅田433番地14	令和元年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年 7 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
宇宿薬局	鹿児島市宇宿一丁目26-22	令和元年 7月1日	精神通院医療
有限会社伊敷調剤薬局	鹿児島市伊敷二丁目1番12号	令和元年 7月1日	精神通院医療
にしぞの薬局	鹿児島市紫原七丁目14番1号	令和元年 7月1日	精神通院医療
まどか薬局	指宿市山川入船町7番地	令和元年 7月1日	精神通院医療
有限会社錦江薬局枕崎店	枕崎市松之尾町6番地	令和元年 7月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局伊集院店	日置市伊集院町徳重三丁目1番地5	令和元年 7月1日	精神通院医療
れいめい調剤薬局	日置市伊集院町徳重一丁目14-3	令和元年 7月1日	精神通院医療
あすか薬局	出水市平和町133番地2	令和元年 7月1日	精神通院医療
エンジェル薬局	出水市米ノ津町22番24号	令和元年 7月1日	精神通院医療
牧之原調剤薬局	霧島市福山町福山4517番地3	令和元年 7月1日	精神通院医療
さくらの杜薬局	霧島市牧園町高千穂3617番地35	令和元年 7月1日	精神通院医療
すみれ調剤薬局	肝属郡東串良町池之原974番地	令和元年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年 7 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人松城	霧島市隼人町	訪問看護ステ	霧島市隼人町	令和元年	精神通院医療

会	姫城一丁目 264番地2	ーション姫城	姫城一丁目 279番地	7月1日	
---	-----------------	--------	----------------	------	--

鹿児島県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和元年7月16日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスしろうぞの	日置市伊集院町下谷口2569	医療法人紀	鹿児島市鴨池二丁目7-1	田中 紀充	令和元年6月1日	通所介護
通所介護事業所 れいめい	霧島市隼人町松永657番地	株式会社黎明	霧島市国分剣之宇都町198番地1	猪谷晃太郎	令和元年7月1日	通所介護

鹿児島県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和元年7月16日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
博悠会温泉病院 介護医療院	日置市東市来町湯田4648番地	医療法人博悠会	鹿児島市樋之口町3番7号	中村哲三郎	令和元年6月1日	介護医療院サービス

鹿児島県告示第224号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、徳之島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和元年7月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第225号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、伊仙加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和元年7月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第226号

肝属郡肝付町前田3847番地2 田吹義貞及び肝属郡肝付町波見2068番地 谷山敏男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年7月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 肝付町高山区域（肝属郡肝付町のうち大字北方、大字南方及び大字岸良を除く地区）
- 2 区分 ます網漁業